

「学校安心ルール」(令和7年度歌島中学校)モデル

＜基本的な考え方＞

○歌島中学校ではあらかじめルールを伝え、してはいけないことをわかったうえで、行動を見直すことができるようになりますことを目的として作成したものです。

○日頃より、一人ひとりがルールを守ることの大切さや相手のことを考えることができる、「より良い学校」をめざしています。

○第1～4段階の基本となるものは、大阪市教育委員会による指針（手引き）にしたがっています。

対応段階	学校生活として	他の子に対して (場合によりSNSも含む)	先生に対して	その他のルールとして	学校等が行うことができる対応
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 登校時に予鈴遅刻をする 授業開始時に準備ができていない 授業態度が良くない (私語や居眠りをするなど) 必要以上に離席する (トイレやごみ捨てなど) 	<ul style="list-style-type: none"> 体を使った遊びをする 言葉遣いが適切でない、乱暴な言い方をする。 不衛生な行動をする 	<ul style="list-style-type: none"> 話を聞く姿勢や態度が悪い 	<ul style="list-style-type: none"> 校内で必要以上に騒ぐ、走る、大声を出す ごみのポイ捨て、物を散らかす 廊下や地べたに座る 	<ul style="list-style-type: none"> その場での注意や指導 <p>※該当行為を繰り返し行うことで、第2段階の対応へ移行する</p>
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> 登校時に本鈴遅刻をする わざと授業時間に遅れる 委員や係の仕事、放課後清掃の放棄 わざと服装を乱す 化粧や装飾品の着用 	<ul style="list-style-type: none"> 人の嫌がる発言(勝手なニックネームで呼ぶ、男女関係をからかうなど)や行為をする 問題行動や触法行為を誘発する言動や行動(あおる) 他者の物を勝手に使う からかう、ひやかす 無視をする 	<ul style="list-style-type: none"> 指導を素直に聞かない 	<ul style="list-style-type: none"> 唾・痰を地面に吐く 登下校で寄り道、買い物をする 食べ物で遊ぶ、お菓子を持ってくる、食べる 自転車通学 物品を乱雑に扱う 自分の机等に落書きする 第1段階の行為を繰り返す 	<ul style="list-style-type: none"> その場で注意や指導 場合によっては家庭連絡 個別指導 自己を振り返る活動 <p>※該当行為を繰り返し行うことで、第3段階の対応を行う。</p>
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> 授業をさぼる、勝手に離脱する 授業妨害(立ち歩き、授業の進行が大きく阻害される言動) 授業放棄、授業中の飲食 テストの妨害になる言動、不正行為、返却後の解答の改ざん 学校内で暴れる、物を振り回す 	<ul style="list-style-type: none"> ひどい悪口やかけ口を言う いじめにつながる行為(仲間外れ、差別など) 個人情報を他者に伝える 不適切な言動をさせる 暴言や暴力、脅すような言動をする 差別的な発言や性的な発言 	<ul style="list-style-type: none"> 指導に対して反抗する 挑発的な態度をとる (からかう、ひやかす、ばかにするような言動をする) 	<ul style="list-style-type: none"> 不用品を持ち込んで使用する 無断の他校訪問 学校の物をこわす 夜中に出歩きうろつく SNSに関する法律違反や情報モラル違反、セクハラに関するトラブル 地域住民への迷惑行為 深夜徘徊 公共物の破損 第2段階の行為を繰り返す 	<ul style="list-style-type: none"> 家庭連絡や場合によっては保護者の来校 別室における複数の教職員による個別指導 別室における数日間の自己を振り返る活動 <p>※該当行為を繰り返し行うことで、第4段階の対応を行う。</p>
第4段階	<ul style="list-style-type: none"> 学校をさぼり校外にたむろする 授業中、故意に妨害をする テストのじゃまやカンニング等の不正行為を繰り返す 	<ul style="list-style-type: none"> 性的ないやがらせ いやがることを強要する 物を故意にこわしたり、捨てたりする いじめをする ひどい暴言や暴力 	<ul style="list-style-type: none"> 指導に対して激しく反抗する 恐怖を感じるようなことをしたり言ったりする 押す、突き飛ばす、ぶつかるなどの暴力をふるう 	<ul style="list-style-type: none"> 火遊び 賭け事 地域への犯罪行為 学校間抗争 万引き、窃盗 飲酒、喫煙、薬物 危険物の持ち込み(刃物など) 無免許運転 第3段階の行為を繰り返す 	<ul style="list-style-type: none"> 家庭連絡及び保護者面談 一定期間の別室における個別指導及び学習指導 関係諸機関(警察・こども相談センター)と連携し、学校内で指導を行う。
<p>第4段階よりも重いと思われる事象や違法行為(窃盗や傷害・恐喝行為など)については、学校は教育委員会事務局の担当指導主事と連携し、対応について協議する。</p>					

※「学校等が行うことができる対応」については、あくまでも例示であり、学校の判断で変更することができます。

※どの段階であっても、同様の問題行動を繰り返している場合は1段階上の対応や措置をとることがあります。

※学校生活以外の事案に関しては、段階にかかわらず関係諸機関との連携となる場合があります。(SNSにかかる事案に関しても同様です。)